

一般社団法人

日本接着学会

定 款

平成22年9月22日作成

平成22年9月24日公証人認証

平成22年9月29日法人設立

平成28年6月17日一部改定

平成29年6月15日一部改定

令和 5年6月22日一部改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は一般社団法人日本接着学会と称する。英文名は **The Adhesion Society of Japan** とし、略称は **ASJ** とする。

(事務所)

第2条 本法人は事務所を大阪市に置く。

(支部)

第3条 本法人は理事会の承認を経て必要な地に支部を置くことができる。支部に関する規定は別に定める。

(目的)

第4条 本法人は接着・粘着及び接着剤・粘着剤に関する科学の進歩と技術の向上、普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本法人は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 討論会、研究発表会、研究会、講演会などの学術的会合の開催。
- (2) 講習会、見学会などの開催。
- (3) 学会誌及びその他の図書の刊行。
- (4) 研究及び調査の実施並びに受託。
- (5) 研究の奨励及び研究業績の表彰。
- (6) 内外の関連機関等との交流及び協力。
- (7) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業。

(事業年度)

第6条 本法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(機関の設置)

第7条 本法人は一般社団法人及び一般財団法人法（以下「一般法人法」という）上の機関として、社員総会、理事のほか、理事会、監事を置く。

第2章 会員及び社員

(会員の種別及び社員)

第8条 本法人の会員は次の8種とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人（後記（7）の学生会員を除く）。
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同して入会した団体。
- (3) 維持会員 本法人の維持と発展に協力し賛助する団体。
- (4) 特別会員 特に本法人の維持と発展に協力し賛助する団体。
- (5) 名誉会員 規定により所定の手続を経て社員総会において承認を受けた個人。
- (6) 終身会員 規定により所定の手続を経て社員総会において承認を受けた個人。
- (7) 学生会員 本法人の目的に賛同して入会を申し込み理事会の承認を受けた学生の身分を有する個人。
- (8) 公共会員 本法人の目的に賛同し、本法人が発行する学会誌の購読を目的に入会した、学校、図書館、研究機関等の団体。

2 本法人は、正会員と、前項（2）、（3）及び（4）の会員たる各団体が指名する、その団体に所属する個人1名とをもって、一般法人法上の社員（以下単に「社員」という）とする。

3 本法人の会員は種別に応じて社員総会において定められる年会費及び必要に応じ社員総会において定められる臨時会費を納入する義務を負う。

(入会)

第9条 本法人に入会しようとする者は、入会申込書又は電磁的記録に必要事項を記載又は記録し、所定の年会費を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第10条 会員は、いつでも任意に、未納の会費を納入の上、書面又は電磁的記録をもって会長に届け出ることによって、退会することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合はその資格を喪失する。

- (1) 退会した時。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になった時。
- (3) 死亡し又は失踪宣告を受けた時。
- (4) 団体が解散し、又は破産した時。
- (5) 会費を督促後、なお1年以上納入しない時。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当する場合は社員総会において後記第31条2項の特別決議により、これを除名することができる。

- (1) 本法人の定款、規定、又は社員総会の決議に違反した時。
- (2) 本法人の名誉をき損し、又は本法人の目的に反する行為をした時。
- (3) その他除名すべき正当な事由がある時。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、その決議を行う社員総会の1週間前までに当該会員に対しその旨通知をするとともに、その社員総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前二条の規定によりその資格を喪失した時は、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員は一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員及び評議員

(役員)

第14条 本法人に次の役員を置く。理事と監事は相互に兼ねることができない。

- (1) 理事 15名以上20名以内。
- (2) 監事 2名。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち1名以上3名以内を副会長とする。

(役員を選任)

第15条 役員を選任方法は次のとおりとし、その細部は別に定める規定による。

- (1) 理事及び監事は社員総会の決議によって、理事は社員の中から、監事は会員の中から選任する。

- (2) 会長及び副会長は理事会の決議によって、理事の中から選任する。
- 2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - 3 他の同種の団体（公益法人を除く）の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
 - 4 監事は、相互に又は理事との間に、第2項にいう特別の関係があってはならず、また本法人の使用人が含まれてはならない。

(会長・副会長・理事の職務権限)

第16条 会長は本法人を代表し、本法人の業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時又は欠けたる時は予め理事会において定めた順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、この定款又は法令の定めるところにより理事会の権限に属する事項について審議し決定する。

(監事の職務権限)

第17条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより各事業年度に関わる決算書類及び事業報告等を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び職員に対して事業についての報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、社員総会において監査の結果を報告するほか、社員総会、理事会及び評議員会に出席して、必要と認める時は意見を述べなければならない。
- 4 監事は、本法人の目的の範囲の内外にかかわらず、理事が法令又は定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害を生じるおそれがある時は、その理事に対し、その行為をやめることを請求するとともに、遅滞なく、これを社員総会及び理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前号の報告をするために必要がある時は、会長に理事会の招集を請求しなければならない。また、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、自ら理事会を招集しなければならない。
- 6 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、これに法令又は定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認める時は、その調査結果を社員総会に報告しなければならない。

(役員任期)

第18条 役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として又は増員により選任された役員任期は前任者又は他の在任者の任期が満了する時までとする。
- 3 役員は辞任又は任期満了の場合において欠員を生じる時は、新たに選任された者が就任するまではその職務を行う権利を有し、義務を負う。

(役員解任)

第19条 役員は社員総会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合には、後記第31条2項の特別決議をもって行わなければならない。

- 2 役員を解任する決議を行う時は当該役員に予め通知するとともに、解任の決議を

行う社員総会において当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第20条 役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第21条 役員が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示して、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引。

(2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引。

(3) 本法人とその役員との利益が相反する取引。

2 前項の取引をした役員は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員損害賠償責任とその免除)

第22条 役員は、その任務を怠った時は、一般法人法第111条の規定に従い、本法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定にかかわらず、役員損害賠償責任について、当該役員が職務を行うについて善意でかつ重大な過失がない時は、社員総会において、後記第31条2項の特別決議によって、その全部又は一部を免除することができる。

(評議員)

第23条 本法人に100名以上130名以内の評議員を置く。

2 評議員は後記第42条1項に定める評議員会を組織し、この定款に定める評議員会の権限に属する事項について審議する。

(評議員の選任、任期及び解任)

第24条 評議員は、会員の中から、別に定めた規定により推薦された候補者について、理事会においてその決議により選任する。

2 評議員は理事又は監事を兼ねることができない。

3 評議員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会後に開催される最初の理事会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。また、欠員が生じてこれを補充しない。

4 評議員は理事会の決議によって解任することができる。この場合、解任の決議を行う理事会において当該評議員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 社員総会

(構成)

第25条 本法人の社員総会は社員をもって構成する。社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会の決議事項)

第26条 社員総会は、次の事項を審議し決議する。

(1) 役員を選任及び解任。

(2) 定款の変更。

(3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認。

(4) 次期事業年度の事業計画及び収支予算の承認。

(5) 入会の基準並びに年会費の金額。

(6) 会員の除名。

- (7) 解散及び残余財産の処分。
- (8) 合併若しくは事業の全部又は重要な一部の譲渡。
- (9) 主要財産の管理及び処分又はそれに関する規定。
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項。
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項。

(社員総会の種別)

第27条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

- 2 定時社員総会は毎年1回、毎事業年度終了後4カ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は次の各号の1に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、社員総会の招集を決議した時。
 - (2) 社員の5分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあった時。
 - (3) 監事の全員から会議の目的事項を示して請求のあった時。

(招集)

第28条 定時社員総会及び前条第3項(1)又は(3)の臨時社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項(2)による請求があった時は、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、社員全員に対して開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、社員が書面によって表決することができることとする時は、開催日の2週間前までに通知しなければならない。
- 5 理事会による招集決議の後、遅滞なく招集の手続が行われない場合は、理事が社員総会を招集することができる。
- 6 前条第3項(2)の招集を請求した社員は、一般法人法第37条第2項に定める場合は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
- 7 本条第3項及び第4項の規定は、本条第5項又は第6項により招集手続を行う理事又は社員に準用する。

(電子提供措置)

第29条

この法人は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

(議長)

第30条 社員総会の議長は会長がこれにあたる。ただし、前条5項又は6項により臨時社員総会を開催した時は、出席社員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第31条 社員総会は総社員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第32条 社員総会の決議は、この定款又は法令に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の過半数をもって行う。

2 前項の定めにかかわらず、次の事項に関する決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名。

- (2) 監事の解任。
- (3) 定款の変更。
- (4) 合併並びに解散及び解散後の継続。
- (5) 第22条による役員の実任の減免。
- (6) その他法令で定められた事項。

3 社員総会においては、第28条第3項（同条第7項により準用する場合を含む）により予め通知された事項についてのみ決議することができる。

（書面表決等）

第33条 社員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前二条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

（公示）

第34条 社員総会の議事の要領及び決議した事項は、本法人の発行する学会誌又はその他適宜の方法をもって、社員を含む全会員に公示する。

（社員総会運営規則）

第35条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか社員総会において定める社員総会運営規則による。

（議事録）

第36条 社員総会の議事については次の事項を記載し、議長及び出席者代表2名以上が署名又は記名捺印した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所及び会議の名称。
- (2) 会議の構成員の数及び定足数。
- (3) 出席者の氏名又は人数（表決委任者又は書面表決者を含む）。
- (4) 議事事項。
- (5) 議事の概要及び結果。
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項。

第5章 理事会

（構成）

第37条 理事会はすべての理事をもって構成する。

（権限）

第38条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに付議すべき事項等、社員総会の開催に関する事項。
- (2) 社員総会において決議された事項の執行に関する事項。
- (3) 前各号に定めるもののほか、本法人の業務の執行に関する事項。
- (4) 理事の職務執行の監督。
- (5) 会長、副会長の選任及び解職。
- (6) 第22条第2項による責任の免除についての社員総会に対する提案。ただし、この提案は監事全員の同意を得た上でしなければならない。
- (7) その他本定款において別に定める事項。

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け。
- (2) 多額の借財。
- (3) 重要な職員の選任及び解任。
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止。
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備。

(開催)

第39条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、各事業年度ごとに5回、おおよそ間隔を同じくして開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた時。
 - (2) 理事(現在数)の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった時。
 - (3) 第17条第5項の規定により、監事から会長に招集の請求があった時。
 - (4) 役員選任決議を行った社員総会直後に開催される理事会。

(理事会の招集)

第40条 理事会の招集通知は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、理事及び監事に対して会長が発するものとする。

- 2 前条第3項(2)又は(3)の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事が招集することができる。
- 3 第28条第3項は理事会についても準用する。この場合において同条中の「社員」、「社員総会」とあるのを「理事」、「理事会」と読み替えるものとする。ただし、議事が緊急を要する場合において予め理事会において定めた方法により招集する時はこの限りでない。

(理事会の議長)

第41条 理事会の議長は法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれにあたる。前条第2項により招集された場合は、出席理事の中から選任する。

(理事会の決議)

第42条 理事会は決議に加わることのできる理事の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法によって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができるものとし、この理事は当該理事会に出席したものとみなす。

- 2 理事会の決議は出席理事の過半数をもって決する。
- 3 監事は理事会に出席して必要と認める時は意見を述べなければならない。
- 4 理事会の議事については、法令で定めるところにより、出席した代表理事及び監事が署名又は記名捺印した議事録を作成しなければならない。

第6章 評議員会

(評議員会)

第43条 本法人は、会長又は理事会の諮問に応ずる任意の機関として評議員会を置く。

- 2 評議員会は、会長又は理事会から諮問された事項について審議し答申する。

(評議員会の議長)

第44条 評議員会の議長は新たに評議員が選任されたのちの最初の評議員会において評議員の中から選任する。

(評議員会の開催)

第45条 評議員会は次の場合に会長が招集する。

(1) 会長若しくは理事会が必要と認めた時。

(2) 評議員30名以上から会議の目的事項を示して請求のあった時。

2 評議員会には第39条及び第41条を準用する。この場合において同条文中の「理事会」、「理事」とあるのをそれぞれ「評議員会」、「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産)

第46条 本法人の資産は次の財産をもつて構成される。

(1) 財産目録記載の財産。

(2) 会費。

(3) 寄付金品。

(4) 事業に伴う収入。

(5) 資産から生ずる収入。

(6) その他の収入。

(経費)

第47条 本法人の経費は前条の資産をもつて支弁する。

(資産の管理)

第48条 資産の保管及び運用は理事会がその任にあたる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て定時社員総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第51条 本法人の毎年度の事業報告及び収支決算は毎事業年度終了後、会長が次の資料を作成して監事の監査を受けたうえで理事会の承認を経て、(1)、(3)及び(4)を定時社員総会に提出して報告し、承認を受けるものとする。

(1) 事業報告。

(2) 事業報告の附属明細書。

(3) 貸借対照表。

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)。

(5) 前2号の附属明細書。

(収支差額の処分)

第52条 毎年度決算に差額を生じた時は理事会の決議及び社員総会の承認を受けてそ

の一部若しくは全部を翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第53条 本法人が資金の借入をしようとする時は、その会計年度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、理事会の決議を得なければならない。

2 本法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとする時も、同様とする。

(会費)

第54条 本法人の会費は各年毎に徴収する年会費と必要に応じ臨時に徴収する臨時会費からなるものとする。

2 本法人の会費の額は理事会で決定し社員総会の承認を受けなければならない。

3 年会費については規定に明記する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において、前記第31条第2項の特別決議をもって、変更することができる。

(合併等)

第56条 本法人は、社員総会において、前記第31条第2項の特別決議をもって、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡若しくは公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散及び解散決議後の継続)

第57条 本法人は、一般法人法第148条第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、前記第31条第2項の特別決議により解散することができる。

2 社員総会における解散の決議の後、社員総会において、前記第31条第2項の特別決議により、本法人を再度継続することができる。

(残余財産の帰属)

第58条 本法人が解散等により清算する時に有する残余財産は、社員総会の決議により本法人と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第9章 委員会

(設置等)

第59条 本法人の事業を推進するために必要がある時は、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 支部

(設置及び支部長等)

第60条 本法人は、理事会の決議を経て、支部を置くことができる。

2 支部には支部長を置く。

3 支部長の選任及び支部の運営に関する規定は、理事会の決議により、別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第61条 本法人の事務を処理するため、事務局を事務所に設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会に諮り、その決議により、別に定める。

(帳簿等の備付け)

第62条 本法人の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款。

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類。

(3) 理事、監事の名簿。

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類。

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類。

(6) 財産目録。

(7) 事業計画書及び収支予算書。

(8) 事業報告書及び決算書類等。

(9) 監査報告書。

(10) その他法令で定める帳簿及び書類。

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに第63条第2項に定める情報公開規定によるものとする。

第12章 公告、情報公開及び個人情報の保護

(公告)

第63条 本法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(情報公開)

第64条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第65条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 附則

(委任)

第66条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立当初の事業年度)

第67条 本法人の最初の事業年度は、第6条の規定にかかわらず、本法人成立の日から

平成23年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第68条 本法人の設立時の役員は、第15条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

設立時理事	秋本	雅人
設立時理事	池田	裕治
設立時理事	扇澤	敏明
設立時理事	梶山	幹夫
設立時理事	金澤	等
設立時理事	栗山	晃
設立時理事	五島	洋文
設立時理事	佐藤	千明
設立時理事	杉崎	俊夫
設立時理事	高橋	紳矢
設立時理事	竹村	彰夫
設立時理事	中村	吉伸
設立時理事	中壽賀	章
設立時理事	永田	員也
設立時理事	西野	孝
設立時理事	秦野	恭典
設立時理事	松川	公洋
設立時理事	宮城	善一
設立時理事	山田	英介
設立時理事兼代表理事	越智	光一
設立時監事	馬場	明和
設立時監事	地畑	健吉

2 本法人の設立時の役員の任期は、第18条の規定にかかわらず、平成24年に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第69条 本法人の設立時の社員の氏名、住所は次のとおりである。

住所	
氏名	長谷川 喜一
住所	
氏名	秦野 恭典
住所	
氏名	山田 英介
住所	
氏名	中壽賀 章
住所	
氏名	岡田 修司
住所	
氏名	竹村 彰夫
住所	
氏名	尾之内 千夫
住所	

氏名 木本 正樹

住所

氏名 越智 光一

住所

氏名 馬場 明和

(入会の特例)

第70条 任意団体である日本接着学会の正会員、賛助会員、維持会員、特別会員、名誉会員、終身会員、学生会員、公共会員の会員資格を有する者は、本法人の設立の登記の日に、第9条の規定にかかわらず本法人の当該の会員資格を取得したものとする。

(権利及び義務の承継)

第71条 任意団体である日本接着学会に属する権利及び義務の一切は、本法人が承継する。

(法令の準拠)

第72条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法、その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本接着学会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年 月 日

設立時社員 長谷川 喜一 印

設立時社員 秦野 恭典 印

設立時社員 山田 英介 印

設立時社員 中壽賀 章 印

設立時社員 岡田 修司 印

設立時社員 竹村 彰夫 印

設立時社員 尾之内 千夫 印

設立時社員 木本 正樹 印

設立時社員 越智 光一 印

設立時社員 馬場 明和 印